

農産物規格・検査の情勢

令和2年10月

農林水産省
政策統括官

1 現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。（なお、農産物検査の受検は任意である。）

○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

（米穀の生産者に係る品位等検査）

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀（もみ、玄米及び精米）、麦（小麦、大麦及び裸麦）、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類（農産物の種類、生産年等）、（注）赤字は産地・品種・産年の表示に關係。 銘柄（産地品種銘柄等）、品位（等級）、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質（米、小麦）、アミロース（米）及びでん粉（小麦）

【品位の例（水稻うるち玄米）】

項目 等級	最低限度			最高限度				
	整粒 （%）	形質 （未熟粒）	水分 （%） ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 （%）	死米 （%）	着色粒 （%）	異種穀粒 （%）	異物 （%）
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
 ※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
 ※2 異物：玄米には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況（平成30年産）

（単位：千トン）

	米	麦	大豆	そば
生産量（a）	7,327	940	211	29
検査数量（b）	4,932	1,033	188	26
受検率（b/a）	67%	110%	89%	88%

- （注）1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
- 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。（もみ及び飼料用（もみ、玄米は除く。）
- 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
- 4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関（機関）	1,414	1,739
農産物検査員（人）	14,516	19,403
民間検査比率（%）	100	100
検査場所数（ヶ所）	12,638	14,492

- （注）1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
- 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率（平成30年産）

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料：穀物課作成資料

2 国内産米穀の検査手順



3 品位について

○農産物検査（等級）は、第3者の証明により玄米を精米にする際の歩留まりの目安として重要。



通常商品となる米粒



生育不良



砕け



病害



雑草の種子

※写真はいずれも玄米

精米歩留りに影響

【1等】



玄米 60 kg

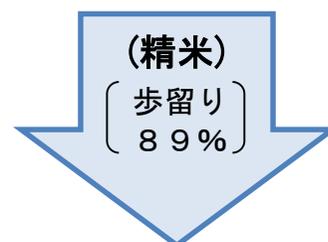


精米 55.2 kg

【2等】



玄米 60 kg

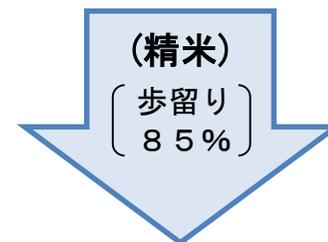


精米 53.4 kg

【3等】



玄米 60 kg



精米 51.0 kg

※ 歩留りは、実需者からの聞き取りによるものであり、実際には品種や精米工場の設備等により異なる。

4 農産物検査の体制・利用者

○ 農産物検査は、1,700超の登録検査機関が、全国14,000箇所以上で530万トンの玄米を検査できる体制を有している。

	農産物検査
登録検査機関数 (令和2年3月末現在)	<u>1,739機関</u> (JA系:459、全集連系:35、卸・小売:616、分析機関:35、その他:594)
検査実施者数 (令和2年3月末現在)	<u>19,403人</u> (JA系:13,789、全集連系:1,729、卸・小売:1,761、分析機関:341、 その他:1,783)
検査場所数 (令和2年3月末現在)	<u>全国14,492箇所</u> (JA系:7,351、全集連系:1,408、卸・小売:2,209、分析機関:1,003、 その他:2,521)
生産者数	<u>約79万人</u> (平成30年に販売目的で作付けした米生産者数)
検査請求者数 (延べ)	<u>約178万事業者</u> ※平成25年度の検査請求者の延べ人数。 (平成26年3月末時点の登録検査機関(1,439機関)に依頼し、1,147機関からの回答を集計)
検査数量	<u>玄米:約530万トン</u> (平成30年産米の検査結果(確定値)) (※平成30年産水稻の収穫量(主食用、733万トン)に対する検査数量(平成30年産うるち、 もち及び醸造用の合計493万トン)の比率:67% ※内訳:紙袋約8,509万袋、フレコン約209万トン)
手数料	50円~100円/60kg
検査の内容	種類(農産物の種類、年産)、銘柄(産地品種銘柄)、品位(農産物の質、等級)、量目、荷造り及び包装

5 農産物検査の検査証明の例

破れない等、検査に耐えられることを証明
(特定包装に限定していない。)

価格に大きな差

検査証明書

荷造り、包装及び左記
事項を証明する。

〇〇登録検査機関

検査年月日
及び
検査員認印

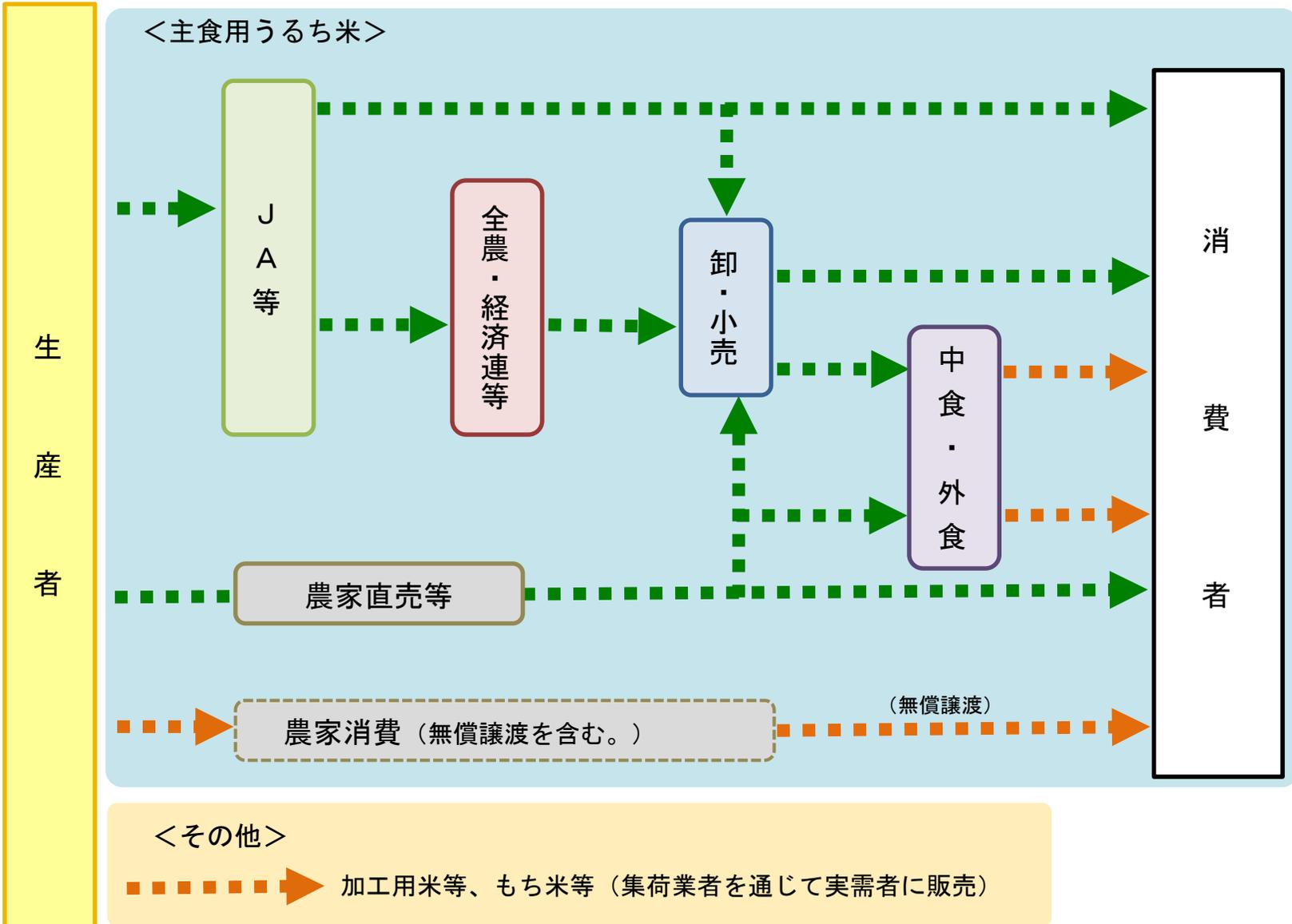
食品表示法に基づく
産地・品種・産年の
表示に活用

年産	令和元年産	種類	水稻うるち玄米
銘柄		新潟県産 コシヒカリ	
正味重量規格	何kg	1 等 (品 位)	
皆掛重量	何kg		

規定量(紙袋30kgの場合は30kg)であることを証明
(表示数量以上の充填を求めている)

精米歩留まりの目安を証明
価格に大きな差

6 米の流通構造（イメージ）



7 農産物規格・検査の見直しに向けた農林水産省の対応

農業競争力強化プログラムによる見直し方針の決定

○平成28年11月
農業競争力強化プログラム

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。



○平成29年8月
農業競争力強化支援法施行

第11条第2項
農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農業法人をはじめとする現場からの声を踏まえた見直し事項の検討

農業法人を含む現場関係者の意見を幅広く集約

農産物規格・検査に関する懇談会
【平成31年1月～3月】
法人協会、集出荷団体、卸、中食・外食、消費者などから構成し、農産物規格・検査のあり方を議論

農産物検査規格検討会
【令和元年10月～】
法人協会、集出荷団体、卸、小売、消費者などから構成し、農産物検査規格の見直しに向けて設置・開催

主な検討項目

- ①穀粒判別器の活用
〔令和元年11月告示改正〕
- ②検査事務の効率化
〔令和元年7月省令・告示改正〕
- ③検査員の検査精度向上
〔令和元年5月通知改正〕
- ④規格項目の追加・見直し
〔着色粒・胴割粒を検討中〕
- ⑤交付金の交付要件の見直し
- ⑥産地・品種・産年の表示要件の見直し

8 農産物規格・検査の見直しに向けた直近の対応

○ H28. 11月 農業競争力強化プログラム

H29. 8月 農業競争力強化支援法施行

平成31年 1月～3月

農産物規格・検査に関する懇談会※を開催し、3月に中間論点整理をとりまとめ。
※法人協会、集出荷団体、卸、中食・外食、消費者及び学識経験者など計8名から構成

令和元年 5月～8月

穀粒判別器の活用可能性を検証するため、有識者からなる検討チーム※を設置・開催。
※学識経験者、稲作経営者、集出荷団体等など計8名から構成

令和元年 7月

検査事務の簡素化のため、省令・告示を改正（報告様式の簡素化、報告回数の削減（19回→8回）等）。

令和元年11月

農産物検査に穀粒判別器の活用を可能とするため、鑑定方法（告示）を改正（18年ぶり）。令和2年産米から活用が可能。

令和元年10月～

農産物検査規格の見直しに向けて、農産物検査法に基づき「農産物検査規格検討会」※を設置・開催（これまでに4回開催）。

※ 法人協会、集出荷団体、卸、小売、消費者及び学識経験者など計11名から構成

令和2年 3月

水稻うるち玄米の農産物規格改正（3月10日）。異種穀粒の規格を統合（簡素化）。玄米流通の合理化につながる推奨フレコンについて検討会でとりまとめ。更に、着色粒等の規格の見直し等について検討会で検討中。

(1) 規格・検査の見直し①

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

10 農産物規格・検査の見直しに関するこれまでの改善項目と検討中の項目②

(1) 規格・検査の見直し②

【着色粒等の規格項目】

〔 検討中 〕

着色粒、胴割粒に関する農産物規格について検討着手（関係団体の協力を得て書面調査を実施中）

※第1回農産物検査規格検討会
（令和元年10月）

【検査銘柄の設定・鑑定方法】

〔 検討中 〕

銘柄の鑑定方法等につき見直しの検討着手

※第4回農産物検査規格検討会
（令和2年3月）

【申請・報告のデジタル化】

〔 検討中 〕

農産物検査の農業者からの申請や検査報告のデジタル化に向けた調査事業を実施（令和2年3月に調査を終了）

調査結果を踏まえ、農産物検査事務のデジタル化を推進
（令和3年度より稼働予定）

(2) 農産物検査を要件とする各種制度の見直し

【備蓄米の政府買入れ】

〔 令和2年1月～ 〕

「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理を踏まえ、備蓄米の政府買入れについては農産物検査によらない、分析機の測定値を活用した独自の新要件による試験的な買入れを令和2年産から導入。

【ナラシ・水田活用交付金】

〔 検討中 〕

- ① 補助金の交付に当たり、国による数量品質の確認が必要なもの（ナラシ対策、ゲタ対策、水田活用の直接支払交付金）については、農産物検査によるものに加えて、その他の品質数量確認による場合も、支援対象とする。
- ② 農産物検査によらないものについては、新たに、農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認するための要件を設定。

（令和3年産から適用）

【品種・産地・産年の表示】

〔 検討中 〕

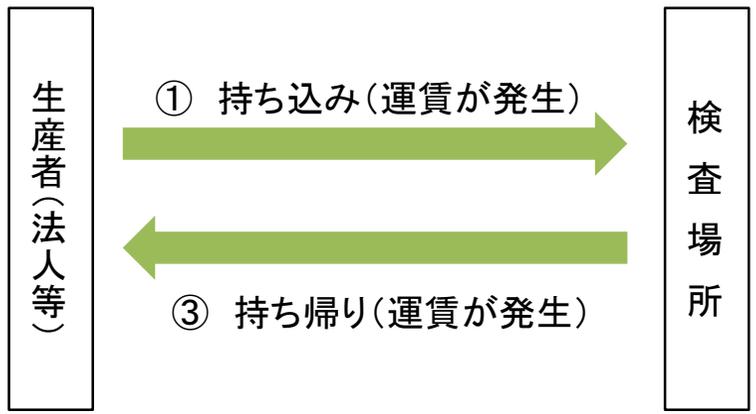
- ① 農産物検査を根拠とする場合に加えて、その他の方法により根拠を示すことができる場合も、表示を可能とする。
- ② この場合、産地・品種・産年の表示の根拠となる資料等の保管を義務付けるとともに、農産物検査済みのものには、「農産物検査証明による」旨の表示ができることとする。

（消費者委員会の検討を経て令和3年度から施行予定）

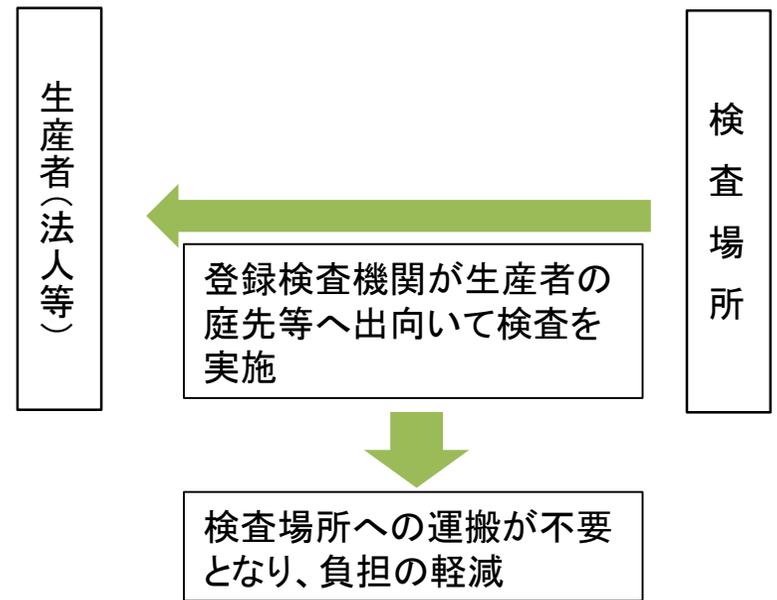
11 検査場所の緩和（令和元年7月省令改正）

○ 検査場所に係る手続きを簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

改正前



改正後



② 登録検査機関が検査

約1,000～6,000円/tの削減

【検査の総コスト※1】
3,300～8,300円/t

[内訳(推定)]

- 荷役賃 1,000円/t※2
- 検査料 1,000円/t※2
- 運賃 1,300～6,300円/t※3

※1 3月10日規制改革推進会議農林水産WGで法人協会井村副会長の発言（検査の総コスト200～500円/60kg）によるもの。

※2 検査に係るコストは、荷役賃（検査場所での米袋の積卸し、配置）、運賃、検査料で、荷役賃、検査料は、それぞれ1kg当たり1円程度（農業法人からの聴き取り）。

※3 運賃は、※1の総コストから※2の荷役賃、検査料を差し引いて算出。

【検査の総コスト(試算)】
2,000円/t

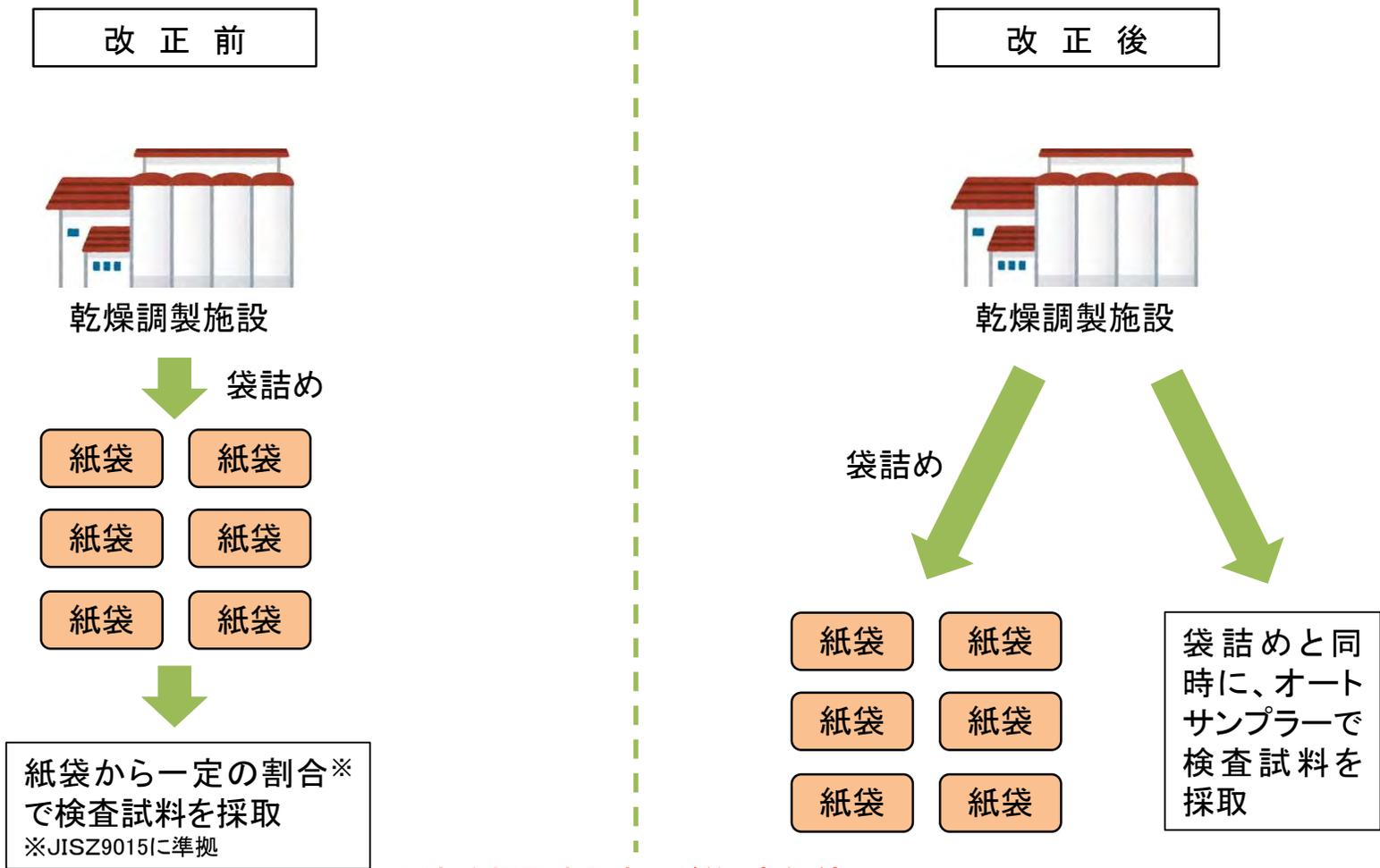
[内訳]

- 荷役賃 1,000円/t
- 検査料 1,000円/t

出張費を請求しないケースが多い。（登録検査機関からの聴き取り）

〔遠距離の場合等には実費相当額を徴収するケースもある。〕

○ オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。



試料を採取する時間が約4割短縮

※オートサンプラーによる検査試料の採取はフレコンでも認められている。

- 登録検査機関からの検査結果の報告回数や内容を簡素化、農産物検査員の精度向上に向けた見直しを実施。

1 農産物検査業務の見直し

【報告期日の延長・報告回数の削減】

○報告期日の延長

登録検査機関からの検査結果の報告期日について、従来の翌月3日から翌月10日まで延長

翌月3日



翌月10日

○報告回数の削減

登録検査機関からの検査結果の報告回数について、米穀については従来より半減。

18回



9回

【報告の廃止・見直し】

○水分含有率の検査結果報告廃止

これまでの結果報告の蓄積により、一定の傾向が把握できたことから、水分含有率の検査結果報告を廃止。

○報告内容の見直し

等級理由別検査結果の報告について、形質や被害粒の内訳まで求めなくても、一定の傾向が把握できることから、項目を削減。

【農産物検査の申請・報告等の電子化】

○デジタル化のに向けた調査

農産物検査の農業者からの申請や検査報告のデジタル化に向けた調査事業を実施（令和2年3月に調査を終了）

○デジタル化の推進

調査結果を踏まえ、農産物検査事務のデジタル化を推進（令和3年度より稼働予定）

2 農産物検査員の検査精度向上

【精度向上研修】

農産物検査員の検査制度の向上を図るため、研修の対象者と研修内容の見直し。

- ① 指導的検査員のほか、経験の浅い検査員も対象
- ② 研修内容に農産物検査関係法令違反事例に関する事項を追加

【業務改善研修】

農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員等に対して、法令順守の徹底及び農産物検査員に必要な知識を習得させることを目的とした業務改善研修の実施。

14 穀粒判別器の活用（令和元年11月告示改正）

○ 農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

改正前

品位等の規格項目を農産物検査員が目視で鑑定

課題

- 地域や検査員のバラツキが発生。
- 具体的な測定データが示せない。



穀粒判別器の性能が向上し、活用すべきとの意見
(農産物規格・検査に関する懇談会)



穀粒判別器に関する検討チームで技術的な検討を実施。
(令和元年5月～8月)



穀粒判別器の活用が技術的に可能と判断
⇒令和元年11月告示改正

改正後

有識者による技術的な検証を経て、
穀粒判別器で鑑定可能な
「死米」、「着色粒」、「胴割粒」、「砕粒」について、
目視に代えて令和2年産から穀粒判別器で鑑定可能とした。



死米



着色粒



胴割粒



砕粒

○ 令和2年2月に仕様確認を終えた穀粒判別器



株式会社ケツト科学研究所
機種名：「RN-700」



株式会社サタケ
機種名：「RGQI100A」



静岡製機株式会社
機種名：「ES-5」

15 異種穀粒規格の簡素化（令和2年3月告示改正）

○ 粳摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

改正の経緯

○ 異種穀粒の規格について、米への麦の混入が大きな問題とされ、平成元年に麦の区分が追加。



○ しかし、現在は、

- ・ 粳摺機の技術の発達
- ・ 共同乾燥施設の利用率向上
- ・ 色彩選別機の発達及び普及

により、現在では麦の混入も極めて少なく、また、もみ等も混入しにくくなっていることが、農産物検査規格検討会により判明。

改正内容

○ 水稻うるち玄米の規格を簡素化（令和2年告示改正）

項目 等級	最低限度			最高限度						
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除いたもの (%)	
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6



項目 等級	最低限度			最高限度						
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)			異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4			
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8			0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7			0.6

○ ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につなげるため、推奨フレコンの規格を設定

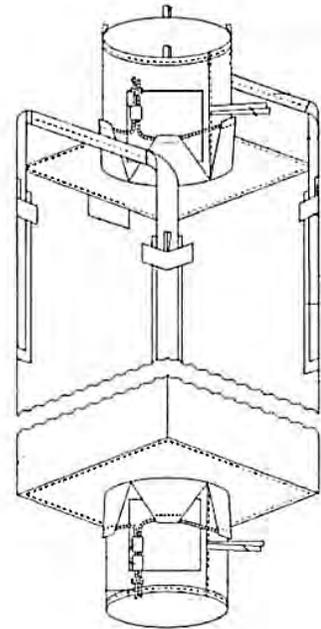
現 状

- ・全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、特に敬遠される傾向。
- ・フレコンは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンの普及率は4割に留まる。

推奨フレコン

- ・ 充填質量：1,080kg
- ・ 形 状：方形(角底型及び隔壁形)
- ・ 安 全 性：JISに規定された性能に適合

農産物検査規格として推奨フレコンの規格を設定
(本年6月告示改正)



※推奨フレコン以外のフレコンも農産物検査を受けられる。

（7）農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに见直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金
農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。